

京都市消防局訓令乙第9号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防団員の服制に関する規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市消防局長 森澤 正一

別表1 防火靴の項中「黒色」を「銀色」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の京都市消防団員の服制に関する規程の規定による防火靴は、当分の間、これを使用することができる。

(消防局総務部庶務課)